

○内閣府令第十六号

人事統計報告に関する政令（昭和四十一年政令第十二号）第三条の規定に基づき、人事統計報告に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十一年四月一日

内閣総理大臣 麻生 太郎

人事統計報告に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令

人事統計報告に関する内閣府令（昭和四十一年総理府令第三号）の一部を次のように改正する。

第六条第一号中「第十八号、第二十号及び第二十一号」を「第十九号、第二十一号及び第二十二号」に改め、同条中第二十五号を第二十六号とし、第五号から第二十四号までを一号ずつ繰り下げ、同条第四号中「第十条の四」を「第十条の五」に改め、同号を同条第五号とし、同条第三号中「第十条の三」を「第十条の四」に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三 給与法第十条の三の本府省業務調整手当

別記様式第六を次のように改める。

様式第6

給与支払状況統計報告

種 別	平成 年 月分		備考								
	支給人員	支払金額									
俸 給											
特 別 調 整 額											
本府省業務調整手当											
初任給調整手当											
専門スタッフ職調整手当											
扶 養 手 当											
地 域 手 当											
広 域 異 動 手 当											
研 究 員 調 整 手 当											
住 居 手 当											
通 勤 手 当											
単 身 赴 任 手 当											
特 殊 勤 務 手 当											
特 地 勤 務 手 当 等											
超 過 勤 務 手 当 等											
管 理 職											
特 別 勤 務 手 当											
期 末 手 当											
勤 勉 手 当											
期 末 特 別 手 当											
休 職 者 給 与											
特 定 任 期 付 職 員 俸 給											
特 定 任 期 付 職 員 業 績 手 当											
任 期 付 研 究 員 俸 給 (一)											
任 期 付 研 究 員 俸 給 (二)											
任 期 付 研 究 員 業 績 手 当											
寒 冷 地 手 当											
計											

備考

- 1 この表において「特定任期付職員俸給」とは、第六条第二十一号の俸給をいう。
- 2 この表において「任期付研究員俸給(一)」とは、第六条第二十三号の俸給をいう。
- 3 この表において「任期付研究員俸給(二)」とは、第六条第二十四号の俸給をいう。
- 4 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

附 則

この府令は、公布の日から施行する。